財政公表

平成18年度の決算状況

市では、年2回市の財政状況を公表しています。今回は、平成18年度の一般会計・特別会計の決算状況をお知らせします。

総括

平成18年度勝山市一般会計決算は、歳入が113億8789万円、歳出が110億8183万円となり、歳入で6・4%の減、歳出で5・9%の減（前年度比＝以下同じ）となっています。歳入歳出の差引きのうち翌年度へ繰り越さなければならない財源7672万円を引いた2億2934万円が実質的な黒字となっています。

歳入

市税は、税制改正に伴い個人市民税が増額となったものの、設備投資あるいは業績不振等の影響により法人市民税が減額となったことをはじめ、評価替えの影響等により固定資産税も減額となり、総額は31億2458万円で、1845万円、0・6%の減となりました。※自主財源は3億7873万円の減となり、自主財源比率は41・3となっています。

地方交付税は、国勢調査の人口減少等の影響による普通交付税の減額、暖冬の影響による特別交付税の減額により、決算額が35億70万円で、3億7093万円、9・6%の減となっています。

市債については、中学校の耐震補強工事完了による義務教育施設整備事業債の減額等により、総額が8億5400万円、6830万円の減となっています。

歳出

総務費は、職員人件費、ふれあい交流館管理運営費、財政調整基金積立金、えちぜん鉄道高架化負担金等の減額により総額17億7898万円、18・5%の減となっています。衛生費は、ビュークリーンおくえつの供用開始により、廃棄物対策関係が減額となりましたが、大野・勝山地区広域行政事務組合負担金、市営温水プール管理費の増額により、総額6億1562万円、0・5%の増となっています。商工費では、温泉センター管理運営費が減額となりましたが、中小企業振興資金貸付金等の増額により総額4億7682万円、19・1%の増となっています。土木費は、除雪関係費が額にして総額3億2272万円、83・6%と大幅な減額になったことやまちづくり交付金事業の減額により総額15億403万円、25・5%の減となっています。※災害復旧費では、平成18年豪雪被害に対応するための道路、公園などの復旧事業等で総額1億2629万円、115・5%の大幅な増額となっています。

また、平成18年度より勝山ニューホテル及び温泉センター「水芭蕉」の※指定管理者制度を導入し、平成17年度決算額との単純比較で、合わせて約2500万円あまりの経費が節減されました。

※財政調整基金残高は、3億7968万円、37・9%増の総額13億8153万円となっています。

一般会計の市債残高は、101億3220万円となり9955万円、1・0%の減となっています。このうち※臨時財政対策債を除いた残高は79億762万円で、3億7789万円、4・6%の減となり、6年連

歳入総額 113億8,789万円

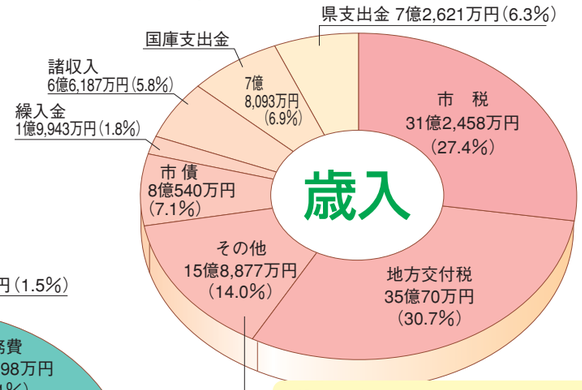

繰越金	3億9,031万円
分担金および負担金	1億7,744万円
地方消費税交付金	2億4,937万円
地方譲与税	4億 186万円
使用料および手数料	1億 828万円
地方特例交付金	8,584万円
自動車取得税交付金	9,925万円
利子割交付金	1,273万円
配当割交付金	1,150万円
株式等譲渡所得割交付金	917万円
財産収入	3,486万円
交通安全対策特別交付金	584万円
寄付金	232万円

歳出総額 110億8,183万円

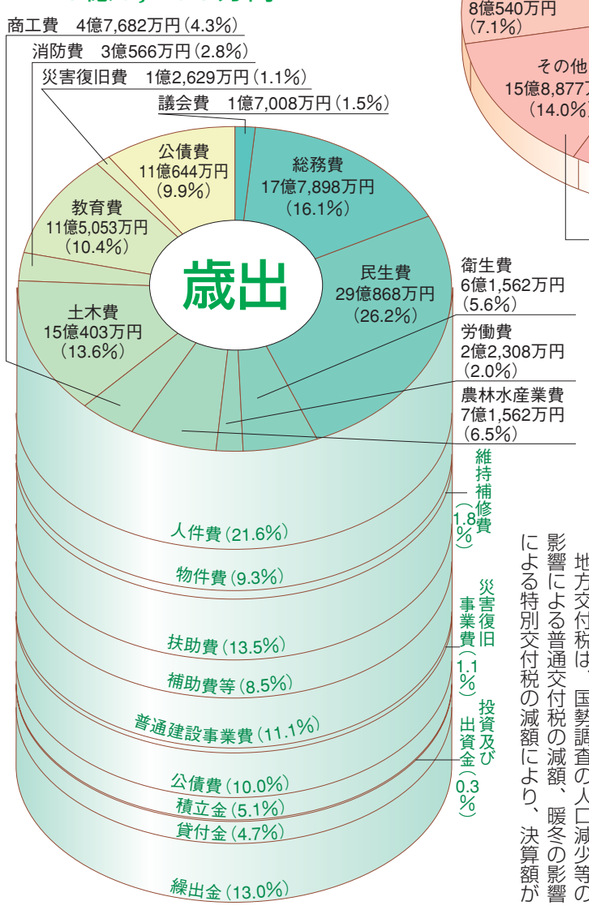

市税の収入状況

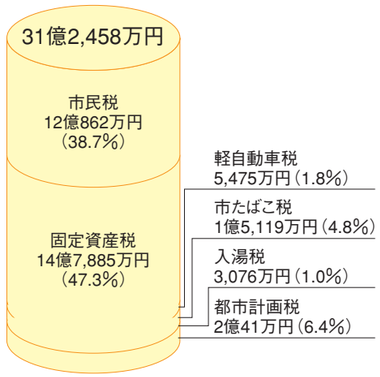

市債残高の状況

一般会計		101億3,220万円
特別会計	下水道事業	70億 494万円
	簡易水道事業	7億2,668万円
	農業集落排水事業	13億1,071万円
	市有林造成事業	5,848万円
合計		192億3,300万円

市有財産の状況

（平成19年3月31日現在）

建物	14万4,808㎡
土地	22,48万 428㎡
立木	23万3,361㎥
基金	
現金・預金等	27億3,333万円
うち財政調整基金	13億8,153万円
うちその他の基金	16億2,436万円
土地	5,253㎡
有価証券	3億1,400万円
出資金	4億 11万円
債権	2億3,185万円

一般会計 目的別市債残高　合計101億3,220万円

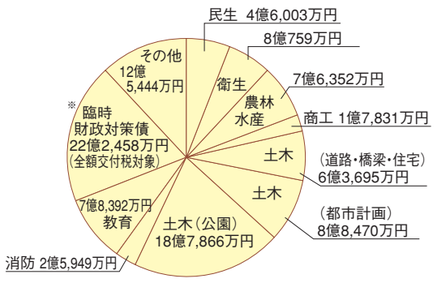

指標でみる財政事情

		※経常収支比率	※実質公債費比率	※起債制限比率	※財政力指数
18年度	勝山市（速報値）	90.1%	13.7%	7.9%	0.494
	県内9市平均（速報値）	88.9%	14.9%	9.7%	0.682
	全国平均	90.3%	15.1%	11.3%	0.530
17年度	勝山市	89.8%	14.0%	8.0%	0.476
	県内9市平均	88.9%	14.9%	9.8%	0.665
	全国平均	90.2%	14.8%	11.4%	0.520

※用語解説

【自主財源・自主財源比率】市が自主的に収入しうる財源。具体的には市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。また、総収入額に占める自主財源の割合を自主財源比率という。比率が100に近いほど財源の自主性が高いことを示している。

【指定管理者制度】平成15年の地方自治法の一部改正に伴い、公共施設の管理制度がこれまでの管理受託制度から指定管理者制度に移行。条例で定めた手続に基づき議会の議決を得た団体を市が指定し、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度であって、民間事業者、ＮＰＯ団体等の民間団体もその管理団体（指定管理者）となることができる。

【財政調整基金】年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。一般家庭の貯金にあたるもの。

【臨時財政対策債】財源不足を補てんするための地方債で、従来はこの財源不足額を補てんするため、地方全体の分を国が借り入れ、交付税として地方に配分していたが、平成13年度から国に代わって地方自らが直接借り入れる方式に切り替えられた。これを臨時財政対策債という。本来国が責任をもって配分すべき普通交付税を市債（長期借入金）で地方が肩代わりする制度であり、この元利償還金（返済金）は、その全額が交付税として交付される。

【経常収支比率】財政構造の弾力性（余裕）をあらわしたもの。歳出のうち人件費や物件費、公債費など、毎年必ず支払う経費を経常的経費という。また、市税や地方交付税など毎年常に入ってくる財源を経常一般財源という。この使い道が自由な経常一般財源のうち経常的経費に充てられる割合が経常収支比率となる。比率が低いほど自由に使える資金が多いことになる。

【実質公債費比率・起債制限比率】市の標準的な収入に対する元利償還金（返済金）の比率で、一般会計だけの返済金の割合を起債制限比率、一般会計だけでなく公営企業（上下水道など）や広域事務組合での返済金も含めて算定された割合を実質公債費比率という。実質公債比率が18%以上となると、市債（長期借入金）の借り入れにあたり、知事の許可が必要となる。

【財政力指数】財政力指数は、「1以上ならば自力で財源を確保できている」「1未満ならば自力で確保できる財源が不足している」ことを意味している。1未満の場合には、その財源不足分を補うために、国から普通交付税が交付される。

特別会計

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差し引き
育英資金	4,622万円	4,164万円	458万円
下水道事業	17億9,262万円	17億9,262万円	0万円
簡易水道事業	6,244万円	6,244万円	0万円
国民健康保険	25億9,055万円	23億8,455万円	2億 600万円
老人保健	34億6,334万円	34億5,207万円	1,127万円
介護保険（保険事業勘定）	21億2,576万円	20億8,799万円	3,777万円
介護保険（介護サービス事業勘定）	453万円	453万円	0万円
勝山温泉センター	192万円	192万円	0万円
農業集落排水事業	5億2,026万円	5億1,896万円	130万円
市有林造成事業	2,668万円	2,668万円	0万円